

○半田市高度先端産業立地促進条例

平成二十三年十二月二十六日

条例第二十一号

改正 平成二四年七月六日条例第二七号

令和二年六月二二日条例第二一号

令和七年七月十日条例第二三号

(目的)

第一条 この条例は、本市に工場又は研究所（以下「工場等」という。）を新設又は増設（以下「新設等」という。）する事業者に対し奨励金を交付することにより、企業立地の促進及び市民の雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済振興及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高度先端産業 次に掲げる分野において、高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造（製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）又は研究を行う事業をいう。
 - イ 航空宇宙関連分野
 - ロ 環境・新エネルギー関連分野
 - ハ 健康長寿関連分野
 - ニ 情報通信関連分野
 - ホ 先端素材関連分野
 - ヘ ナノテクノロジー関連分野
 - ト バイオテクノロジー関連分野
 - チ その他市長が認める技術分野
- 二 工場 事業者が製品の製造の用に供する工場及びこれに附帯する施設をいう。
- 三 研究所 事業者がその事業の用に供する研究所及びこれに附帯する施設をいう。
- 四 新設 本市に工場等を有しない事業者が、本市に新たに工場等を設置すること、又は本市に工場等を有する、若しくは賃借する事業者が、既存の工場等の敷地と一団でない土地に新たに工場等を設置することをいう。
- 五 増設 本市に工場等を有する、若しくは賃借する事業者が、既存の工場等の敷地若し

くはその敷地と一団の土地に工場等を拡充すること、又は既存の工場等を廃止し、その敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を建て替えること、又は既存工場内の機械及び装置の過半を入れ替えること。

六 事業者 営利を目的として、工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

七 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。

八 中堅企業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条に規定する企業をいう。

九 みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者のうち、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占めている企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する者が所有している企業

オ アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

十 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

十一 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「財務諸表等規則」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

十二 固定資産取得費用 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

十三 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

（奨励金の種別）

第三条 奨励金の種別は、次に掲げるとおりとする。

一 高度先端産業立地奨励金

二 中小企業高度先端産業立地奨励金

(奨励金の額等)

第四条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号の奨励金の額 新設等した工場等が操業を開始した日以後に当該工場等に係る固定資産税を市が最初に課することとなつた年度の賦課期日から二年間（第二条第一号イの分野にあつては三年間、研究所にあつては五年間）における工場等の新設等に係る土地及び家屋に係る各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額
 - 二 前条第二号の奨励金の額 工場の新設等に係る固定資産取得費用の百分の十（みなし大企業は百分の九）（既存工場内に新たに機械及び装置を増設する場合は百分の五（みなし大企業は千分の四十五））に相当する額。ただし、五億円（第二条第一号イの分野にあつては十億円）を限度とする。
- 2 前項の奨励金は、同一の事業所における同一事業において、一度限り交付するものとする。ただし、中小企業者及び中堅企業者（いずれもみなし大企業を除く。）についてはこの限りでない。
- 3 第一項の規定において、奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 過去にこの奨励金の対象となつた工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業（自社も含む。）が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

(奨励金の交付対象事業者)

第五条 第三条第一号の奨励金の交付対象となる事業者は、本市において高度先端産業の工場等を新設等する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 新設等された工場等の立地に係る固定資産取得費用の合計額が、工場にあつては五十億円以上（中堅企業者にあつては二億円以上）、研究所にあつては五億円以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては二億円以上）であること。
- 二 工場を新設等する場合にあつては、当該工場に係る常用雇用者が十人以上（中堅企業者にあつては五人以上）増加すること。
- 三 愛知県二十一世紀高度先端産業立地促進補助金の交付を受けることのできる事業者であること。

四 新設等する工場等の周辺地域の生活環境に規則で定める適正な配慮をすること。

五 愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 第三条第二号の奨励金の交付対象となる事業者は、本市において高度先端産業の工場を新設等する中小企業者（第三条第一号の奨励金の対象とならない事業者に限る。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 新設等された工場の立地に係る固定資産取得費用の合計額が二億円以上であること。

二 新設等された工場の立地に係る常用雇用者が五人以上増加すること。

三 前項第三号に規定する要件に該当すること。

四 新設等する工場の周辺地域の生活環境に規則で定める適正な配慮をすること。

五 愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 第一項第二号及び前項第二号の常用雇用者に生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、規則に掲げる区分に応じ、それぞれ規則に掲げる人数を上限として常用雇用者に算入することができるものとする。

（指定の申請）

第六条 奨励金を受けようとする事業者は、市長に指定の申請を行い、その指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定に当たつて特に必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

（届出の義務）

第七条 前条第二項の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

一 工場等の新設等に係る工事に着工したとき。

二 工場等の新設等に係る工事が完了したとき。

三 新設等した工場等が操業を開始したとき。

四 指定を受けた内容に変更があつたとき。

（交付の申請）

第八条 指定事業者が奨励金の交付を受けようとする場合は、規則で定める時期に、遅滞なく市長に申請をしなければならない。

（奨励金の返還等）

第九条 市長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させ、又は奨励金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

一 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。

二 奨励金の交付年度内に市税を滞納したとき。

三 操業を開始した日から五年以内に事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

四 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたとき。

五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない状況にあるとき。

(地位の承継)

第十条 相続、譲渡、合併等により指定事業者に変更が生じたときは、奨励金の交付対象となつた事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、市長の承認を受けて指定事業者の地位を承継することができる。

(報告及び立入調査)

第十一条 市長は、特に必要があると認めたときは、奨励金の交付を受け、又は受けようとする指定事業者に対して必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

1 この条例の規定は、施行日以後に本市で高度先端産業に係る工場等の新設等に係る工事に着手する事業者について適用する。

附 則（平成二四年七月六日条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二二日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年七月十日条例二三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の半田市高度先端産業立地促進条例の規定は、この条例の施行

の日以後に指定の申請を行った者について適用し、同日前に指定の申請を行った者については、なお従前の例による。